

1 学校給食費について

学校給食費については、学校給食法第11条に規定されています。

学校給食の実施に必要な施設設備費、学校給食に従事する職員の人件費、修繕費は、義務教育諸学校の設置者の負担とし、それ以外の経費は保護者負担としています。

【関係法令】

○学校給食法（昭和29年6月3日法律第160号）－抜粋－

（経費の負担）

第11条 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。

2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費(以下「学校給食費」という。)は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第16条に規定する保護者の負担とする。

○学校給食法施行令（昭和29年7月23日政令第212号）－抜粋－

（設置者の負担すべき学校給食の運営に要する経費）

第2条 学校給食の運営に要する経費のうち、法第11条第1項の規定に基づき義務教育諸学校の設置者が負担する経費は、次に掲げる経費とする。

(1) 義務教育諸学校において学校給食に従事する職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）第37条（同法第49条及び第82条において準用する場合を含む。）又は第69条の規定により義務教育諸学校に置かれる職員をいう。）に要する給与その他の人件費。ただし、市町村立の学校にあっては、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条の規定により都道府県の負担とされる経費を除く。

(2) 学校給食の実施に必要な施設及び設備の修繕費

経費区分	負担区分	法的根拠	備考
施設設備費	設置者	学校給食法第11条第1項	
人件費		学校給食法第11条第1項 同法施行令第2条第1項第1号	
修繕費		学校給食法第11条第1項 同法施行令第2条第1項第2号	
光熱水費	設置者又は保護者*	学校給食法第11条第2項	本市では 設置者負担
食材料費	保護者	学校給食法第11条第2項	学校給食費

光熱水費については学校の設置者の負担とすることが望ましいこと。S48.6「学校給食の実施に関する事務処理および指導の指針について」（文部省）より

2 一宮市の学校給食費について

現在、一宮地区の学校給食は、2か所の学校給食共同調理場（共同調理場）で、尾西・木曾川地区は、各学校敷地内の給食調理場（単独校調理場）で調理しています。

本市の学校給食費（保護者負担分）は、平成17年度の合併当初、地区ごとに異なっておりました。当審議会で検討を重ねた後、教育委員会での審議を経て、平成27年4月以降の学校給食費を下記のとおり統一しました。

本市では、学校給食費を平成27年度から据え置きながら、献立や食材の工夫を行い、食材料費の節減を図りつつ、栄養バランスに配慮した安全で安心な学校給食の提供に努めてきましたが、昨今の食材価格の値上りや令和元年10月1日からの消費税率10%への引き上げに対しても、学校給食の食材に対しては軽減税率（8%）が適用されたことから、学校給食費は据え置かれています。しかしながら、物価や輸送費等の上昇により、牛乳、主食（米飯・パン・麺）などの単価も上昇していることから、安定的に給食を提供していくため、定期的に学校給食費の見直しを行っています。

【現在の学校給食費】（令和3年度価格）

日額・1食あたり	小学校	250円
	中学校	285円

【合併後の給食費の改定状況】

<参考資料1>

《小学校》

	共同調理場	単独調理場	
	一宮地区	尾西地区	木曾川地区
H17（市町村合併時）	192円	230円	240円
H20	220円	230円	←
H26（消費税率8%）	226円	236円	←
H27	250円	←	←
R01（消費税率10%）	250円（据え置き）	←	←

《中学校》

	共同調理場	単独調理場	
	一宮地区	尾西地区	木曾川地区
H17（市町村合併時）	223円	260円	270円
H20	250円	260円	←
H26（消費税率8%）	257円	267円	←
H27	285円	←	←
R01（消費税率10%）	285円（据え置き）	←	←

3 食材価格について

学校給食費（保護者負担額）で、主食（米飯・パン・麺）、牛乳、副食（おかず等）の食材費が支払われます。

【主食・牛乳価格】

「米飯」「パン」「麺」については、公益財団法人愛知県学校給食会で定める県内統一価格となっています。

「牛乳」については、愛知県が学校給食用牛乳の供給に係る保護者負担額等を定め、県内統一価格となっています。

《共同》

		1食単価	主食	牛乳	副食
小学校	令和3年度	250.00円	52.24円	55.54円	142.22円
	平成27年度	250.00円	51.70円	50.74円	147.56円
中学校	令和3年度	285.00円	62.43円	55.54円	167.03円
	平成27年度	285.00円	63.51円	50.74円	170.75円

《単独》

		1食単価	主食	牛乳	副食
小学校	令和3年度	250.00円	50.51円	55.54円	143.95円
	平成27年度	250.00円	49.10円	50.74円	150.16円
中学校	令和3年度	285.00円	62.22円	55.54円	167.24円
	平成27年度	285.00円	59.86円	50.74円	174.40円

出典：市政概要

【副食食材の調達】

一食当たりの学校給食費は決められていますので、「副食」の食材調達については、一食単価から牛乳・主食の価格を除いた額を参考にして、物資選定の会議で決定していません。

【主食と牛乳の価格の推移】

《共同》

・小学校

令和 3 年度の価格 主食 52.24 円 + 牛乳 55.54 円 = 107.78 円

平成 27 年度の価格 主食 51.70 円 + 牛乳 50.74 円 = 102.44 円 差額 5.34 円

・中学校

令和 3 年度の価格 主食 62.43 円 + 牛乳 55.54 円 = 117.97 円

平成 27 年度の価格 主食 63.51 円 + 牛乳 50.74 円 = 114.25 円 差額 3.72 円

* 共同の平均上昇率：4.2%

《単独》

・小学校

令和 3 年度の価格 主食 50.51 円 + 牛乳 55.54 円 = 106.05 円

平成 27 年度の価格 主食 49.10 円 + 牛乳 50.74 円 = 99.84 円 差額 6.14 円

・中学校

令和 3 年度の価格 主食 62.22 円 + 牛乳 55.54 円 = 117.76 円

平成 27 年度の価格 主食 59.86 円 + 牛乳 50.74 円 = 110.60 円 差額 7.23 円

* 単独の平均上昇率：6.4%

【副食価格の変化】

食品価格動向調査（農林水産省）と消費者物価指数（総務省） <参考資料 2 >

		<参考> H27 副食 (α)	R03 副食 (理想値案) (β) = $(\alpha) \times 1.065$ ※	R03 主食 + 牛乳 (γ)	R03 給食費 (理想値案) (x) = $(\beta) + (\gamma)$	R03/H27 上昇額 上昇率
共 同	小学校	147.56 円	157.15 円	107.78 円	264.93 円	+14.93 円 5.97 %
	中学校	170.75 円	181.85 円	117.97 円	299.82 円	+14.82 円 5.20 %
単 独	小学校	150.16 円	159.92 円	106.05 円	265.97 円	+15.97 円 6.39 %
	中学校	174.40 円	185.74 円	117.76 円	303.50 円	+18.50 円 6.49 %

※副食価格上昇率は、消費者物価指数の上昇率（100.1（R03）／94（H27）＝1.065）を採用した。